

事 務 連 絡

平成19年11月30日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐(企画担当)
補償課長補佐(業務担当)

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名の公表について

標記については、平成17年7月29日及び同年8月26日に平成16年度までの労災認定事業場名の公表を行ったところであるが、今般、参議院において「クボタ・ショック後のアスベスト対策に関する質問主意書」が提出され、当該主意書において、その後の労災認定事業場名の公表に関する事項が含まれていたところである。

本件については、「平成17年度以降に行われた石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表に向けて検討を進めてまいりたい。」との内容の答弁書について、平成19年11月22日に閣議決定されたところである（別添参照）。

このため、本件に関してマスコミ等からの取材があった場合には、「本省において公表に向け検討していると聞いているが、それ以上のことについては、現在のところ労働局段階では判らない。」旨の対応を行われたい。

なお、マスコミ等から取材が行われた場合にあっては、速やかに補償課企画調整係あて情報提供を行われたい。

参議院議員川田龍平君提出クボタ・ショック後のアスベスト
対策に関する質問に対する答弁書（該当部分抜すい）

答弁の概要

政府は、二〇〇四年度までのアスベストに関する労働災害認定八百六十件について、ほとんどの事業場名を公表した。しかしながら、二〇〇五年度の同認定七百二十二件、二〇〇六年度の同認定千七百九十六件については、事業場名を公表していない。なぜ、二〇〇四年度までは事業場名を公表しながら、二〇〇五年度以降については公表していないのか。かつて政府が事業場名の公表について「広く国民に提供することが重要」と説明していたことを踏まえた上で、合理的かつ具体的な理由を示されたい。

(答) 厚生労働省においては、平成十七年度以降の石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表を含め、石綿ばく露作業に関する情報の周知の在り方を検討してきたところであり、現時点で公表に至っていないものである。

事業場名の公表は、かつて政府が説明していたとおり「対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起」でき、「周辺住民となるか否かの確認に役立」ち、かつ「関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組みに役立」つのではないかと。政府の見解を示されたい。

(答) 石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表は、公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意喚起につながるものであり、また、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の周辺住民となるか否かの確認や関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立つものであると考えている。

政府は、アスベストに関する労働災害認定した事業場名について、二〇〇五年度以降についても公表するべきではないか。政府の見解を示されたい。

(答) 石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表は、公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意喚起につながるものであり、また、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の周辺住民となるか否かの確認や関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立つものであると考えていることから、石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係る請求の促進という観点も踏まえ、平成十七年度以降に行われた石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表に向けて検討を進めてまいりたい。